

もくじ

- 2面 7月定例会
本会議の質問から (1)
7月定例会審議の結果
- 3面 本会議の質問から (2)
常任委員会の動き
- 4面 常任委員会の委員長報告
の要旨
- お知らせ
高知県子ども条例・あつたか高知
観光条例ができました。
9月定例会の開催日程(予定)

こうち 県議会 だより

第22号



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

こうち県議
会だよりは、
定例会(2月・
6月・9月・12
月)に合わせて
年4回発行
します。

編集・発行
高知県議会
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9536
FAX 088-872-8411
E-mail 210101@ken.pref.kochi.lg.jp
http://www.pref.kochi.jp/gikai/



あしずり祭り(土佐清水市)

7月定例会トピックス

(会期 7月13日~7月26日【14日間】)

県政運営について ~開会日~
提案説明の冒頭橋本知事は、平成十六年度の県政運営は、二百三十億円を超える財源不足という、かつてない大変厳しい予算の下にスタートせざるを得なかったこと、さらに、国の借入金、七百兆円を超えるという、異常な財政状況の下では、地方交付税を削減しようとする圧力はますます強くなるのが予想され、これまで県が担ってきたサービスや体制をそのまま続けていたのでは、ここ数年のうちに、財政再建団体に転落してしまい、事実上予算の編成や執行は、国の管理下に置かれ、県民の暮らしや経済にも大きなダメージを与えることから、こうした危機的な状況を県民にも理解してもらった上で、財政運営を根本的に見直していくと述べました。

続いて、国庫補助負担金の改革や、市町村合併についてなど、各分野ことの主要な政策について意見や方針を述べた後、今定例会に提出した三十三議案について説明しました。

その後、人事議案については、他の議案と分離のうえ裁決し同意されました。

知事の政治姿勢や市町村合併問題などについて論議 ~本会議質問~
開議第二日から第四日には本会議で質疑・一般質問が行われ、九人の議員が登壇。

知事の政治姿勢、三位一体の改革、南海地震対策などについて論議がなされました。

三十四議案と請願一件を審査
~常任委員会~
三十四議案(議員から提出された一議案及び継続審査一議案を含む。)及び請願一件が所管の常任委員会に付託され、審査の結果、三十三議案が原案どおり可決、一議案が修正議決されました。

また、請願一件が採択されました。

四十議案を可決 ~閉会日~
本会議で採決の結果、知事から提出された三十三議案(継続審査一議案含む)が可決(うち一件修正議決)され、三議案(追加提出議案)については、決算特別委員会を設置し付託のうえ継続審査となりました。議員から提出された議案八議案のうち、七議案が可決、一議案が否決されました。請願一件は、採択されました。

7月定例会 本会議の質問から



山本 広明
(自由民主党)

県民の要望の多い道路整備
予算の確保に努めよ

七月二十日

問 高知県にとって、道路関係の補助負担金の廃止、削減は避けたいところであり、道路特定財源の堅持は譲れないと思うが、どのように道路整備予算の確保に努めるのか。

答 知事 全国知事会議の議論でも、公共事業の分野は、本来一般財源化すべきだという明確な主張をした上で、戦略論として廃止対象のリストに載せるかを慎重に判断すべきという方向でまとまりつつあったと受け止めている。本県では、道路の整備が遅れているうえ、県民の皆さんからも道路に対する要望が多いという実情があり、基本論や戦略論といった視点を踏まえて現実的に対応していきたい。

問 旅費システムは地域経済への配慮がないとの議会からの指摘などを踏まえ、今後、旅費事務の改善にどのように取り組むのか。



高知県立県民文化ホール

問 県民文化ホールの二年間の休館を回避するために、シキボウ跡地に新しく県民ホールを建設し、その後、現在のホールについて検討してはどうかと考えるが所見を聞く。

答 知事 十四年度に行われた県民文化ホールの設備の診断の結果では、十八年度から工事にかからなければいけないくらい老朽化が進んでいる。このため、まずは休館を前提に、その間の代替施設の確保に努めているが、別の視点からの選択肢も含めて検討するだけの価値のある課題ではないかと考えている。

- 質問者(質問順)
- 七月二十日 山本 広明
 - 七月二十日 岡崎 俊一
 - 七月二十日 米田 稔
 - 七月二十一日 坂本 茂雄
 - 七月二十一日 西森 雅和
 - 七月二十一日 樋口 秀洋
 - 七月二十一日 溝淵 健夫
 - 七月二十一日 朝比奈利広
 - 土森 正典

集落協定の締結を促進し、中山間地域振興に生かす努力を



岡崎 俊一
(21 県政会)

問 中山間地域等直接支払制度の推進の要である集落協定の締結状況は、全国平均から見ても著しく低位にある。市町村との連携を強化して、協定締結を促進していくことが必要だと考えるがどうか。

答 農林水産部長 締結率が低い市町村には、制度の趣旨を改めて徹底するとともに、市町村と一体となり、地域の実態、締結に至らない原因を再度把握し直し、早急に具体的な対応策を検討するなどの準備を進めていく。

問 本県防災力の分析と今後の取り組み、また、県内自主防災組織体制の状況を聞く。

答 危機管理担当理事 防災力の調査では、情報連絡体制と「体制の整備」との指標が良く、「評価・見直し」と被害軽減・「予防策」の指標などは、全国平均の半分以下である。弱み点は、できるものから順次、改善を図る。また、十六年四月一日現在、県下の自主防災組織は、七百十四組織、全世帯数に占める割合は、二十七・一%と全国の状況と比べまだまだ低い状況であり、今後設立や育成を支援していきたい。

問 「木の文化県構想」の行動計画をさらに一歩前進した形で、十七年度以降も取り組むべきだと考えるがどうか。

答 知事 行動計画も今年度が最終年度となった。一定の成果もあるが、まだまだ積極的に木材の利用を進める余地が残っていると感じている。今後は構想をより一層推進するため、県施設の木造化基準を作り、それを原則として義務づけるなど、県自らの率先実行を効果性をもって進めていける仕組みづくりに取り組んでいきたい。

市町村合併は押し付けるべきではない



米田 稔
(日本共産党と緑心会)

問 アクセル発言は、これまでの基本スタンスの転換ではないか。市町村合併に対する基本認識を聞く。

答 知事 これまでの、合併は地域の皆様が自主的また主体的に選択すべき課題だ、とのスタンスを変えるものではない。ただ、合併は将来にわたって自立した地域経営を行っていくうえで、大きな選択肢と言える。私が地域に向くことで合併問題への理解が少しでも深まるのであれば、積極的に対応していきたい。

問 三位一体の改革は、自治体の自助努力を台無しにする。新たな怒りと決意をもって、あらゆる場や手段を通じて地方の声、住民の叫びを国に届けることが肝要だ。

答 知事 改革の初年度が地方に与えた痛みを、国はもちろんだが、政党やマスコミの方々にも伝えると同時に、本来の改革の姿に戻すべきだと主張してきた。今後とも、他の知事とも連携をとりながら、あらゆる機会を通じて、地方の声を届けていく。

問 ある県立高校定時制の教諭が、授業時間中に検定試験を実施し、自らの指導教科の授業も十分行っていない。しかも、監督料を得ている事実経過を把握しているか。

答 教育長 ワープロ検定を平日の授業中に、簿記検定を定期試験日の放課後に実施していた。その結果、一部の生徒に対し本来の教科の指導が十分とは言えない状況となった。今回の検定試験は、本来、週休日に県下一斉に実施することになっており、実施日は不適切であった。今回の背景を詳しく調査し、今後、このようなことが起きないように対処していく。

七月二十一日

義務教育費の国庫負担金に対する考え方を明確に示せ



坂本 茂雄
(県民クラブ)

問 義務教育に対する国の責任を果たすという枠組みでの国庫負担金による財源確保をしつつ、地方の自由度を高める制度改革を進めるべきだ。

答 知事 国が財源を保障する限り、一般財源化された方が、地域の実情に合った、より柔軟で質の高い教育を実現できる。考えた。一方、小規模校や加配の教員数が多い本県にとっては、国に財源保障の約束をほかにさせない確かな条件づけが必要だ。今回の国からの投げかけは税財源の地方分権を進めるチャンスであり、地方として責任ある国庫補助負担金の改革案をまとめ上げることを念頭に、次の全国知事会議に臨みたい。

問 提案説明で考えを示された、断念又は凍結する事業と継続する事業は、どのような基準で区分していくのか。

答 知事 あらかじめ何らかの基準を設けて既存の二つの事業を分類するやり方は考えていない。むしろ、それぞれの分野ごとに県民生活の根幹を支えるものや県の発展に不可欠なものは何かとらえ、これを改めて議論することを通じて新たな予算の姿が見えてくるものと考えている。

問 南海地震対策の条例化は、一定のレベルの高まりを待つのではなく、今こそ条例を柱に基礎体力を備え様々な対策を打ち出すべき時期だ。

答 知事 本県の自主防災組織の現状では、今しばらく準備期間を置いた後に、条例制定に取り組んでいくことがよりよい条列づくりにつながる道だと考えている。今後、熟度の進み具合も考えながら、できるだけ早く、条例化に向けての取り組みが進むよう庁内検討を進めていきたい。

7月定例会 審議の結果

可決・同意された議案(41議案と1事件)

知事提出議案(34議案)

- 予算議案(1議案)
 - 「平成16年度高知県一般会計補正予算」
- 条例議案(18議案)
 - 「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例議案」
 - 「土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例議案」
 - 「高知市、土佐郡鏡村及び同郡土佐山村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例議案」
 - 「高岡郡東津野村及び同郡葉山村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例議案」
 - 「保健所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県地域農業改良普及センター設置条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県土木事務所設置条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県税条例の一部を改正する条例議案」
 - 「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県立こどもの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」

- 「高知県建設業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」
- 「高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案」
- 「高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案」
- 「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」
- 「高知県こども条例議案」
- その他議案(14議案)
 - 「高知県が当事者である和解に関する議案」
 - 「町村の廃置分合に関する議案」
 - 「市村の廃置分合に関する議案」
 - 「町村の廃置分合に関する議案」
 - 「町の属すべき郡の区域に関する議案」
 - 「公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案」
 - 「公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案」
 - 「公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案」
 - 「高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案」
 - 「高知県病院事業欠損金の資本剰余金による処理に関する議案」
 - 「県有財産(室戸広域公園事業用地)の取得に関する議案」
 - 「高知県高速漁業取締船建造工事請負契約の締結に関する議案」
 - 「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター水処理施設設備工事委託に関する契約の締結に関する議案」
 - 「梶原町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する契約の締結に関する議案」
- 人事議案(1議案)
 - 「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」
- 議員提出議案(7議案と1事件)
 - 条例議案(1議案)

- 「あつたか高知観光条例議案」
- 意見書議案(5議案)
 - 「介護予防対策の拡充を求める意見書議案」
 - 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律並びに関係法令の遵守に関する意見書議案」
 - 「公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保等に関する意見書議案」
 - 「農政の改革に関する意見書議案」
 - 「犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書議案」
- その他議案(1議案)
 - 「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」
- その他事件(1件)
 - 「坂本ダム等に関する調査特別委員会の調査経費の追加の件」
- 継続審査とされた議案(3議案)
 - 知事提出議案(3議案)
 - 報告議案(3議案)
 - 「平成15年度高知県電気事業会計決算」
 - 「平成15年度高知県工業用水道事業会計決算」
 - 「平成15年度高知県病院事業会計決算」
 - 否決された議案(1議案)
 - 議員提出議案(1議案)
 - 意見書議案(1議案)
 - 「年金「改革」法の実施を中止し、年金制度の充実を求める意見書議案」
 - 採択された請願(1件)
 - 「障害のあるすべての子供たちの豊かな発達を保障する教育条件整備を求める請願について」

新合併特例法における勸告権
限について知事の所見を聞く



西森 雅和
(公明党)

問 来年度からの新しい合併特例法で、知事が合併構想を定め、構想対象の市町村に合併協議の推進などを勧告できることに関する所見を聞く。

答 知事 人口規模だけを基準に一律に合併への動きを促そうとする手法に対しては、疑問を感じている。ただ、それぞれの地域の思いや、市町村の関係者からの要請を受けて、県が勧告やあせんをする中で合併議論に向けての後押しやきっかけづくりになるのであれば、そうしたことも選択肢の一つと考えている。このことに関しては、来年度に国から具体的指針が公表される予定で、今後の県内の合併の動向なども踏まえながら、来年度に具体的な点を検討していくことになる。

問 高知県全域生活排水処理構想が絵に描いた餅に終わらないように、県として、市町村の生活排水処理計画に対して見直しの働きかけをし、県の構想も、再度見直す必要があると思うがどうか。

答 知事 国の三位一体の改革や市町村合併など、国と地方の関係や社会情勢が大きく変化してきており、これらの状況変化が各市町村にどのような影響を与えるかを見きわめたいうえで、市町村に相談をし、処理構想の見直しの必要性を判断していきたい。

問 県民サービスの観点から、県庁でも夜間や休日の窓口サービスの充実が必要だ。

答 総務部長 窓口業務については、パソコンや県税に関する事務を昼休みに移行するなど、利便性の向上に努めてきた。今後、県民サービスを把握し、行政サービスのプロトも考え合わせながら、窓口業務の充実を検討していく。

単価アップで園芸不況を
乗り切れ



樋口 秀洋
(県政新風会)

問 単価低迷が園芸不況を生んでいる。安芸市が全国に誇る減農薬ナスなどを高付加価値化して、単価アップを目指せ。また、次期戦略品目の開発と、五年後のハウス園芸を聞く。

答 農林水産部長 有利販売は安定出荷できる、産地のまとまりと減農薬が必要。本県は環境保全型農業では全国トップレベルであり、今後もこれらの技術普及と、栽培履歴公開など、先進的な取り組みを行う。また、次期戦略品目は受粉不要のナスなど、新たな主要品種の開発を行っている。五年後は改正卸売市場法が完全実施され、産地間競争が激化するため、消費者には選ばれる産地の地位を確立したい。

問 国の政治の怠慢から、安芸市街地の国道五十五号が渋滞する。その対策に海沿いの市道を、特例として県代行などで整備できないか。

答 土木部長 県代行は将来、国道が国道昇格が前提で困難しかし、指摘の区間は地域高規格道路の完成まで時間を要する。そこで、当面の渋滞対策を打つため、国土交通省で詳細に調査する。

問 安芸漁港、西浜海岸、穴内海岸の越波対策を急げ。

答 海洋局長 安芸漁港の越波は、沖防波堤の整備が防波堤改良を検討する。この結果を基に、越波対策に取り組む。短期間の整備に努める。穴内海岸は、管理者である安芸市の要望に添った予算確保を、国に働きかける。

「おれおれ詐欺」の被害防止
を図れ



溝淵 健夫
(自由民主党)

問 「おれおれ詐欺」の発生状況と被害防止方策を聞く。

答 警察本部長 「おれおれ詐欺」の本県での発生状況は、昨年、二十九件発生し、被害総額は約八百七十万円、今年、六月末日現在で二十二件発生し、被害総額は約四千三百万円と全国的な傾向と同様、件数、被害額ともに大幅増加している。架空名義預金口座への振込が要求されるなど、検挙が非常に困難な状況だが、あらゆる媒体を利用しての広報啓発活動、防犯教室の開催、各金融機関に対する被害防止の協力要請などを行い被害防止に取り組んでいる。

問 公社等外郭団体の改革の実効性を確保する上でどのような取り組みをしていくのか。

答 副知事 九月末をめどに改革の実施計画の策定作業を行っており、今後五年程度の取り組みの手順、スケジュールなどを盛り込んだうえで、十六年度中に公表し、順次計画に沿って取り組んでいく。

問 高知県園芸戦略推進会議の現在の検討状況及び今後の取り組みの方向について聞く。

答 農林水産部長 系統共販体制の意義の再認識と園芸連を軸とした流通販売のあり方に関わるものや、各農協が統一して取り組むべきテーマを、系統共販、共同計算、輸送、安全・安心対策、資材コスト、営農対策の六つに絞り、各テーマの課題と対応策を具体的に検討しており、一部を除き新しい園芸年度から実践に移していく。厳しい状況を克服するには、対応策について、各農協団体が主体的に実践することが不可欠であると同時に関係者の方が力を結集して、不返転の決意で取り組んでいくことが必要である。

浮魚礁の整備を計画どおり
実施していくことが重要だ



朝比奈利広
(21 県政会)

問 表層型や中層型の浮魚礁などの整備は、本県漁業の振興対策として極めて重要だ。

答 海洋局長 表層型の浮魚礁は、漁業関係者から高い評価をいただき、沖合タイプの中層型浮魚礁は、漁場拡大効果が確認されている。一方、沿岸タイプの中層型の浮魚礁や沈設型の魚礁は、効果が明らかになっていないことから、今年度はこれらの事業を一たん休止して魚礁の効果を検査し、その結果を踏まえて今後の事業のあり方を再検討し、効果的な事業に絞って優先的に実施していきたい。

問 風力発電に対し、県として積極的な対応を求め。

答 企画振興部長 県では、市町村の新エネルギービジョン策定を促進し、地域特性に応じた新エネルギーの導入を進めてきた。そこから新しい提案も出てきており、ビジョンの具体化について市町村の取り組みを支援していく。また、風力発電推進のための課題にどのように対応するかを、補正予算に計上した四国地域新エネルギービジョンの中で明らかにし、市町村や風力発電事業者などに示していく。

問 厳しい雇用状況を克服するために、須崎市に誘致した工場・セテックに、県として最大限の支援をすべきだ。

答 商工労働部長 これまでも誘致企業には、当初の支援だけでなく、立地後も人材の確保などきめ細かな支援に努めてきた。エム・セテック社についても、立地以降、須崎市とともに度々話し合う機会を持っており、今後とも企業側の要望や課題を十分に把握し、地元市や関係機関と連携を取りながら、県としてできる限りの支援を行っていく。

地雷除去システムの開発に
よる国際貢献に取り組め



土森 正典
(自由民主党)

問 高知工科大学と山梨日立建機株式会社との共同調査・研究の進捗を聞く。

答 商工労働部長 工科大学と山梨日立建機は、十四年八月に対地雷探査装置の共同研究開発に関する覚書を締結し、センサー部分は工科大学が、対地雷除去装置は山梨日立建機が担当し、共同研究開発を進めることを確認している。当事者間で協議が調った場合は、共同研究契約書を締結する予定であるが、共同した取り組みはその後進展していないと聞いている。

問 工業技術センターの地雷除去システムの実用化、企業化への取り組みを聞く。

答 産業技術担当理事 工業技術センターで開発した地雷除去システムは、十五年度に県内企業と共同で試作開発したもので、現在、特許出願の手続きを進めている。今後、この研究成果を事業化するためには、地雷が敷設してある現場で使ってみる必要がある。民間が中心となって進めようとしている国外での実施と、必要な外部資金の導入に対して可能な支援を行っていく。

問 県が牽引役となつて高知版のリタイアメントタウンを進めていく考えはないか。

答 知事 退職後の方々を引きつづけるような地域づくりを進めていくことは、今後の地域にとりて有力な手法の一つだが、こうした構想の実現には資金ノウハウを持つ民間の協力が必要であり、何より地域住民や市町村の主体的な取り組みが欠かせない。県としても、取り組みたい課題の一つであり、情報収集にも努め、具体的なケースに応じて県としての役割を果たしていきたい。

常任委員会の動き (4月～6月)

総務委員会

- 4月20日～6月17日 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(14日間)
- 5月19日 政府要望の要望項目を取りまとめる
- 6月8日 政府要望(総務省ほか)
- 7月23日、24日、26日 (7月定例会中)
- 「平成16年度高知県一般会計補正予算」など9件の議案を審査し、1件は修正可決、8件は原案どおり可決。請願1件を採択。意見書案2件を審査。



大津小学校を視察する総務委員

文化厚生委員会

- 4月28日～6月4日 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(8日間)
- 5月19日 政府要望の要望項目を取りまとめる
- 6月10日 政府要望(厚生労働省ほか)
- 7月23日、26日 (7月定例会中)
- 「土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村の配置分合に伴う関係条例の整理に関する条例議案」など8件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案5件を審査。



筑波実験植物園を視察する文化厚生委員

産業経済委員会

- 4月22日～6月9日 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(13日間)
- 5月19日 政府要望の要望項目を取りまとめる
- 6月2日 政府要望(農林水産省ほか)
- 7月23日、26日 (7月定例会中)
- 「高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」など8件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案1件を審査。



名古屋中央卸売市場を視察する産業経済委員

企画建設委員会

- 4月20日～6月9日 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(13日間)
- 5月19日 政府要望の要望項目を取りまとめる
- 6月3日 政府要望(国土交通省ほか)
- 7月23日、26日 (7月定例会中)
- 「平成16年度高知県一般会計補正予算」など20件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案1件を審査。



南喜ヶ峰風力発電所を視察する企画建設委員

7月定例会 常任委員会 委員長報告 要旨

総務委員会

今定例会で付託を受けた議案は、市町村合併関連の条例議案3件及び高知県税条例の一部を改正する条例議案は賛成多数をもって、その他の議案は全会一致をもっていずれも可決した。また、2月定例会で付託を受け、継続審査となっていた「高知県子ども条例議案」は、修正案及び修正部分を除く原案とも賛成多数をもって可決した。

高知県税条例の一部を改正する条例議案について

委員から、老年者控除の廃止による影響額について質疑があり、執行部から、今年度の地方財政計画を基に推定すると、1億5千3百万円の増収が見込まれるとの答弁があった。

児童生徒緊急安全対策事業費について

委員から、既に実施済みの市町村に、補助内容の差による不公平感はないか。また、防犯ブザーを生かす取り組みについて質疑があり、執行部から、すべての子供に防犯ブザーが行き渡ることを第一に、市町村の意見も聴いて決めた。今後は、防犯ブザーの利用方法や地域への啓発等も含めて、関係者に取り組みを求めるとの答弁があった。

高知県が当事者である和解に関する議案について

委員から、裁判所が和解を勧告したのは、県にも県有地管理上のミスがあったからではないかとの指摘がなされ、執行部から、管理が不十分であった。再発防止のため、全遊休財産の調査や境界確認などを行い、県有地の適正な管理に努めているとの答弁があった。

高知県子ども条例議案について

冒頭、執行部から、継続審査に至った論点への対応や今後の取り組み状況等について説明があり、これを受け、委員から賛否両論の意見が出た。このうち、条例案は子供の権利保障に偏重しており、濫用が懸念される。子供の権利は既に法令で保障されている。制定について県民の賛否が分かっている等の意見に対し、執行部から、子供の義務は前文にも明記している。県民の賛否が分かっているのは、内容を十分に説明し切れていない面があり、一層努力するが、子供が健やかに育つ環境や権利が損なわれている現状がある。条例案の策定には4年の歳月と延べ数千人の県民がかかわっており、成立を願うとの答弁があった。

こうした議論の後、委員から、無条件に休み、遊ぶ権利を認めたとの誤解が懸念される条項を削るなどの修正案が出され、これに対し、県民の意見も分かれています。なお継続審査を求める意見も出たが、採決の結果、賛成多数により、修正案及び修正部分を除く原案とも可決された。

文化厚生委員会

付託を受けた議案は、いずれも全会一致又は多数をもって可決した。

市町村合併に伴う保健所や福祉事務所の所管区域の変更について

委員から、これだけの地域、一定の人口が加わっても、組織体制に何の変動もなく良いのか。合併による住民の一番の関心は身近なサービスがどうなるかである。合併により、辺地となり、十分なサービスが受けられなくなるのではないかと不安を払拭する必要がある。内部の体制については十分な検討が行われているのかとの質疑があった。

精神科病院の職員による預り金の着服について

委員から、県の立入検査が十分に機能していない。抜き打ち検査を行うなど厳しい姿勢で臨む必要がある。また、多額の預り金を預かる必要はなく、指針を定めて一定額以上は預からないようにしてはどうか。さらには、検査に当たる職員の質の向上を図るため、職員研修を実施するとともに、患者の権利を守るため、成年後見制度や、苦情解決機構、ソーシャルワーカーの活用といったことの周知徹底に取り組む必要があるとの意見があった。

県民文化ホールの改修について

執行部から、開館から約28年が経過し、平成18年度には設備が使用できなくなる恐れがあること、地震等により倒壊の可能性が高いことから、設備の改修工事とともに耐震補強工事を行う予定で、工事期間は12カ月から15カ月程度を見込んでいるとの報告があった。委員から、改修では、外観も悪くなり、また、全国でも最低の収容能力しか持たない状況は改善されないがどうかとの質問があった。執行部からは、新施設の検討には少なくとも5年以上はかかる。現在の厳しい財政状況からも、当面は、現在の施設を改修せざるを得ない。また、1,500席しかない現在の収容能力が十分ではないと認識しているが、新施設については、改修後に検討会を持って庁内の意思統一、県民の合意を得る機会を持つ必要があると考えているとの答弁があった。また、委員から休館中の代替施設について質問があり、執行部から、工期のさらなる短縮及び、代替施設の確保を検討するためハード面、ソフト面のプロジェクトチームをつくる予定であるとの答弁があった。

海外出張について

委員から、財政ひっ迫により、住民サービスを低下させ、職員の退職金や給与を減額するような状況下にあつて、中国の安徽省へ知事夫人を公費で出張するのかとの質問があった。執行部から、一度見直してみる必要もあるということで検討中であると答弁があった。

産業経済委員会

付託を受けた議案は、いずれも全会一致又は多数をもって可決した。

議員提出条例「あつたか高知観光条例議案」について

委員から、昨年、国が観光立国宣言し、観光立国行動計画が策定された。各市町村へ基本計画策定の積極的な啓発、また、「あつたか高知」の冠をつけているが、これは、高知を象徴する言葉であり、前の言葉の継続ではなく、刷新して言葉を使ってほしいがどうかという質疑があり、執行部からは、国の施策については、ビジョンの会合の中で、周知していく。また、「あつたか高知」の県民への浸透度は非常に高く、そういうことも踏まえながら使っていきたいとの答弁があった。

財団法人グリーンピア土佐横浪の破産について

執行部から、財団の破産の経緯や、今後の対応について報告があった。

委員から、昭和63年と平成元年に、金融機関が財団に貸し付けるのに当たって、県が一切関係ないという契約のしかたをしているか、確認をとっているのかという質問があり、執行部から、県が金融機関に対して、債務保証とか損失補償という形では全くないということを確認している。ただ、昭和62年に、財団の運営については県と須崎市、土佐市の三者で責任をもつ、との確認書を金融機関が持っているとの答弁があった。

農協の不祥事件について

執行部から、これまで農協に対しては、不祥事防止体制の徹底の指導と不祥事発生農協に対する体制整備の確認、JA内部でのモラルの徹底、教育、研修強化の指導、農協中央会による体制指導などを中心に、たびたび指導してきたところであるが、今後もさらに、内部牽制機能の一層の強化を図ることに加え、組合員へ適切な説明責任を果たすことにより、農協の意識改革を進めていくよう指導するとの報告があった。

これに対し委員から、なお一層厳しい指導を行ってほしいという強い意見があった。

高知競馬の収支状況について

執行部から、平成15年度収支は、基金を含めて、1億2千万円余りの黒字になったが、売上高は落ち込み傾向で、平成14年度に比べ、14%程度の落ち込みになっている。また、平成16年度も落ち込み傾向が続いており、そういったことにも対応するため、徳島県藍住町に場外売場を9月にオープン予定であるとの説明があった。

企画建設委員会

付託を受けた議案は、いずれも全会一致又は多数をもって可決した。

フェリー航路維持特別対策事業費について

執行部から、この予算は、今年1月末に運航停止となった宿本・佐伯フェリーの航路再開を支援する経費だとの説明があった。

また、航路再開に向け、5月下旬に新会社設立、7月上旬に航路再開へと取り組んできたが、7月21日に再開を目指していた会社から、再開を断念することが伝えられた。そのため、航路再開は白紙となったが、この補正予算は、今後、新たな会社と交渉を始める枠組みとして必要との説明があった。

委員から、今回の補正予算は、航路再開を断念した会社を対象に計上したものであり、その会社が断念した以上、予算を取り下げるべきでないか。更に、その交渉自体も、詰めが甘かったのではないかと質疑があった。

執行部から、この航路は、物流や観光面で重要であり、必ず再開しなければならない。結果として、航路再開は白紙に戻ったが、今回の補正予算は、今後、航路再開に意欲のある会社と交渉していく上で、必要不可欠であるとの答弁があった。併せて、別の委員から、今回の補正予算は、航路再開に向けての枠組みに沿った予算であり、再開を断念した会社のみを想定して計上したのではないとの説明もあった。

委員会としては、今回の交渉経過や結果には問題とする点もあるが、この補正予算は、新会社と交渉を行うのに必要不可欠であり、さらに執行部の航路再開に全力で取り組むとの決意表明も踏まえ、認めることとした。

高知女子大学の合否判定過誤に係る損害賠償について

執行部から、平成11年度、生活科学部健康栄養学科の前期入学試験の配点ミスで、合格受験生4名を不合格としたが、うち1名から提起された損害賠償請求の判決で、473万円余りの支払いを命じられ、6月30日に支払った。今回の問題は、チェック体制不備等によるもので、職員に故意や重大な過失があったとは認められないことから、個々の職員への求償権は行使しないとの報告があった。

委員から、過誤を起こした職員へ求償権を行使できないのは何故かとの質問に対して、執行部は、この過誤は大学の組織的なチェック体制不備で起こったものであり、類似の判例からも、個々の職員へ求償権を行使するのは難しいとの答弁があった。

また、学長以下、関係した職員の懲戒処分とともに、チェック体制を整備するなどの取り組みをしている。さらに、職員から寄付を集め基金を募り、一部ではあるが負担もしているとの答弁もあった。

高知県子ども条例・あつたか高知観光条例ができました!

高知県子ども条例

高知県子ども条例の全文は、こども課のホームページでご覧いただけるほか、県庁1階県民室でもお配りしています。

お問い合わせ

高知県教育委員会こども課
TEL 088・821・4896
FAX 088・821・4725
E-メール
311501@ken.pref.kochi.lg.jp
ホームページ
http://www.pref.kochi.jp/kodomo

あつたか高知観光条例

あつたか高知観光条例の全文は、観光振興課のホームページでご覧いただけます。

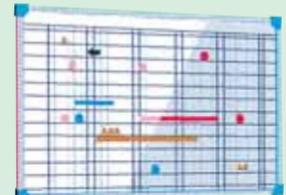
お問い合わせ

高知県商工労働部観光振興課
TEL 088・823・9609
FAX 088・823・9256
E-メール
151501@ken.pref.kochi.lg.jp
ホームページ
http://www.pref.kochi.jp/kankou

9月定例会の開催日程(予定)

- 9月21日(火) 開会
- 28日(火) 質疑並びに一般質問
- 29日(水) "
- 30日(木) "
- 10月1日(金) 予算委員会
- 4日(月) 常任委員会
- 5日(火) "
- 6日(水) "
- 7日(木) "
- 8日(金) 閉会

* 予定ですので、変更になる場合があります。傍聴の際には、議事事務局議事課 (TEL 088-823-9534) で必ず日程を御確認ください。



お知らせ

